

高齢者保健福祉計画

目指す
まちの姿

高齢者になっても
元気と笑顔あふれる 安らぎのまち

第1章 高齢者保健福祉計画の基本方針

第1節 基本目標

高齢者保健福祉計画では、久山町福祉総合計画の基本理念や久山町地域福祉計画の方針に基づき、3つの基本目標を定め、各施策を推進することにより、「高齢者になっても元気と笑顔あふれる 安らぎのまち」の実現を目指します。

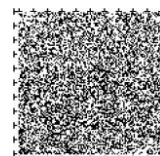
基本目標 1 自らつくる健康と生きがい 生涯現役のまち

高齢者の健康づくりや介護予防による健康寿命の延伸とフレイル（虚弱）の予防、要介護状態の重度化防止に向けた取り組みが重要です。このため、保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、生活習慣病対策や健康づくりと介護予防、要介護状態の悪化防止に向けた事業を展開します。

また、地域の支え合いやつながりが希薄する中、元気な高齢者が地域や社会を支える担い手の一員となることが大いに期待されます。就労の場の確保や生きがいづくり、社会参加の場や機会を創出し、高齢者が地域でいきいきと活躍できる環境づくりに取り組みます。

主要施策

- 1 ひさやま方式の健康づくり
- 2 社会参加と生きがいづくりの促進
- 3 高齢者が互いに支え合う地域づくりの推進



基本目標 2 高齢者を包括的に支え 安心して暮らせるまち

高齢者とその家族を支えるため、地域包括支援センターを要として、高齢者の保健・福祉関係機関のネットワークを構築し、適切なサービスや関係機関等につなげる相談支援体制の充実を図ります。

また、認知症や疾病の予防とともに、在宅療養が必要になっても本人の意思が尊重される環境が大切です。このため、保健・医療・介護等の多職種による支援体制の充実や在宅生活を支えるサービスの充実に加え、地域における福祉意識を高め、できる限り住み慣れた自宅や地域で安心して生活できるまちを目指します。

主要施策

- 1 いつでも相談でき、必要な情報が手に入る仕組みづくり
- 2 認知症になっても、病気になっても安心して生活できる環境づくり
- 3 在宅生活を支える多様なサービスの充実

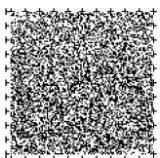
基本目標 3 高齢者にやさしい 住みよいまち

高齢者が住み慣れた地域で生活をしていくためには、高齢者に配慮した住まいの確保や生活環境の整備に加え、災害等の危険から命が守られ、安全な生活が保障されていることが重要です。

高齢者をはじめ全ての住民が住みやすいまちとなるよう、地域住民の理解や協力の下、安全な生活環境の整備や高齢者の権利が守られる仕組みづくり、防災・防犯対策の充実に取り組めます。

主要施策

- 1 高齢者にやさしい住まいの確保
- 2 高齢者の安全対策の推進
- 3 安心した生活環境の整備



第2節 高齢者保健福祉計画の体系図

目指す
まちの姿高齢者になっても
元気と笑顔あふれる 安らぎのまち

基本目標

主要施策

施策の展開

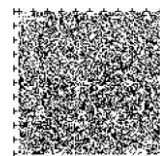
基本目標 1

自らの健康と生活の
現役のまがい1 ひさやま方式の
健康づくり1 健康づくり・疾病予防の推進
2 介護予防の推進2 社会参加と生きがい
づくりの促進1 社会参加の促進
2 雇用・就労支援体制の充実3 高齢者が互いに支え合う
地域づくりの推進1 見守り支援活動の推進
2 高齢者による互助活動の推進

基本目標 2

高齢者を包括的に支え
安心して暮らせるまち1 いつでも相談でき、
必要な情報が手に入る
仕組みづくり1 総合的・包括的な相談支援体制
の充実
2 保健・福祉に関する情報提供の
充実2 認知症になっても、病気
になっても安心して生活
できる環境づくり1 認知症予防、早期診断・早期対
応の推進
2 認知症への理解促進・家族介護
者支援
3 在宅医療・介護連携の推進3 在宅生活を支える多様
なサービスの充実1 在宅生活を支えるサービスの充実
2 生活支援体制の整備促進高齢者にやさしい
住みよいまち1 高齢者にやさしい住ま
いの確保1 高齢者に適した居住環境の整備
2 安心できる居住の場の確保

2 高齢者の安全対策の推進

1 権利擁護の推進
2 防災・防犯対策の強化
3 感染症対策の推進3 安心した生活環境の
整備1 生活環境の充実
2 バリアフリー化・ユニバ
ーサルデザインの推進

第2章 施策の展開

基本目標 1 自らつくる健康と生きがい 生涯現役のまち

主要施策 1 ひさやま方式の健康づくり

町と九州大学が共同で行う生活習慣病予防健診を核とする「ひさやま方式」※の健康管理を活用し、健康増進への関心喚起と自ら取り組む健康づくりや介護予防につなげ、健康寿命の延伸を目指します。

施策の展開

1 健康づくり・疾病予防の推進

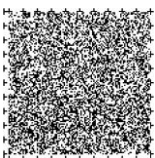
健康寿命の延伸に向け、生活習慣病予防を中心とした健診事業の充実及びICT等を活用した保健指導や健康づくりの充実に取り組みます。

また、住民の健康増進に向け、健康教育や健康づくりに関する情報の周知を図り、健康への意識啓発や生活習慣病予防を中心とした疾病予防の推進に取り組みます。

主な施策・事業	内 容
① 生活習慣病予防対策の推進	・関係機関による詳細な生活習慣病予防健診を実施し、疾病の早期発見及び早期治療、重症化予防に取り組みます。 ・「ひさやま元気予報」※のソフトを用いた指導を行い、生活習慣の改善を働きかけます。 ・本町の充実した健診内容や健診の成果を広く周知し、若い世代から健康づくりへの意識を高め、セルフケア（自己管理）の推進に取り組みます。
② がん対策の推進	・がんの早期発見、早期治療のため、がん検診及びがんの精密検査受診の必要性について、周知啓発を行います。 ・がんの結果管理として、個別に精密検査の受診勧奨に取り組みます。

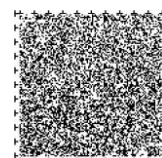
※「ひさやま方式」の健康管理とは、健診を受けた方々の追跡調査や亡くなった方の剖検のデータにより、生活習慣病の原因や予防法を明らかにし（疫学調査）、その情報を基に久山町と九州大学、町内開業医が連携して、住民の健康管理に役立てる町独自の方法。

※「ひさやま元気予報」とは、久山町と九州大学が連携して実施する「久山町生活習慣病予防健診」（40歳以上の全住民対象）の健診データを活用した、将来糖尿病等の疾患発症確率を予測するシステムのこと。



主な施策・事業	内 容
③ 健康教育事業の実施	- 健康増進を目的とした地域高齢者健康教育の他、疾病予防を目的とした糖尿病予防教室、ひさやま健康セミナーなどを開催し、健康づくりの意識を高めます。 - 健康づくり事業への参加者増加に向け、ICTやひさやま健康ライブラリーを活用した事業の周知に努めます。
④ 健康相談の実施	ヘルスC&Cセンターの保健師・管理栄養士、九州大学久山町研究室内の医師が健康相談に対応し、保健指導を行うことで、住民自身の疾病予防に働きかけます。また、健康相談について、より広く周知し、事業の充実を図ります。
⑤ 高齢者健康調査の実施	高齢者の健康状態等を把握するため、九州大学久山町研究室内の医師とともに、高齢者健康調査を行います。また、調査の必要性の理解を得るため、周知に努めます。
⑥ ピアジェフィットネス	ヘルスC&Cセンターのフィットネスルーム内に健康運動指導士が常駐し、個人の身体状況に応じた指導を行います。また、高齢者や障がい者でも利用しやすい機器を導入し、目的や体力に合わせた運動の場を提供します。
⑦ 健康アプリの利用促進	スマートフォンの健康管理アプリ「kencom」※を活用し、毎日の歩数や血圧、体重の管理のほか、健診結果の閲覧、個人にあわせた健康情報の取得など、楽しみながらセルフケアを継続できるように、アプリの登録支援を行い、利用促進に努めます。

※「kencom」とは、町民自らが健康づくりに取り組む意識を促し、生活習慣病の予防と健康の保持・増進を図ることを目的に健康管理アプリを活用した健康づくり事業のこと。スマートフォンやパソコンで利用することが可能。

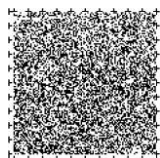


【これまでの実績と今後の見通し】

項 目	単位	実績		見込み	目標
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
生活習慣病予防健診 受診者数	人/年	2,763	2,725	2,098	増加
がん検診受診者数					
胃	人/年	712	694	647	増加
大腸	人/年	1,894	1,912	1,255	増加
前立腺	人/年	589	595	488	増加
子宮	人/年	875	904	745	増加
乳	人/年	589	656	495	増加
健康相談（個別相談） 件数	件/年	161	132	100	現状維持
ピアジェフィットネス（健康運動コース）					
総数	人/年	10,765	9,818	2,870	現状維持
うち高齢者	人/年	6,232	5,727	1,900	現状維持
サロン・シニアクラブ の場を活用した健康 講座実施数	回/年	6	6	2	現状維持
kencom 登録者数 （累計）	人/年	734	1,219	1,300	増加

※令和 2 年 1 月から流行し始めた新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業の中断や利用自粛、講座等の中止、もしくは延期、縮小により、令和 2 年度の見込みは少ない又は低い傾向がみられます。

（以下、同様）



施策の展開

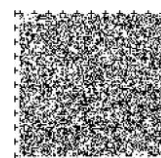
2 介護予防の推進

高齢者が生涯にわたって健康な暮らしを送ることができるよう、地域デイサービスやサロン、ふれあいスクールで介護予防や重症化防止などに取り組みます。

また、高齢者が自立した暮らしを続けられるよう、住民や関係団体などが主体となったサービスの充実に取り組みます。

さらに、セルフケアの意識を高め、自立支援や介護予防に取り組むため、様々な専門職による支援が受けられる体制の構築も進めていきます。

主な施策・事業	内 容
① 中長期通所型サービス事業（ふれあいスクール）の実施	・ 要介護状態の防止や自立支援、高齢者同士の交流や生きがいづくりを目的として体操やレクリエーション、趣味活動などの介護予防教室を実施します。今後、社会福祉協議会と連携を図り、利用者の把握や対象者の基準の整理を協議していきます。
② 地域デイサービスの実施	・ 閉じこもりや筋力低下を予防し、要介護や認知症のリスクを低下させることを目的に、地域の公民館や集会所で、いきいき百歳体操やレクリエーション等を実施します。
③ 元気サポーターの養成と活動推進	・ サポーター自身の健康増進と介護予防を図るとともに、地域において運動習慣の普及など介護予防活動を推進することを目的として、元気サポーター養成講座を開催し、地域デイサービスの運営やいきいき百歳体操の指導などの活動ができるよう支援します。また、活動の充実や継続につなげるため、フォローアップ講座を行います。
④ 専門的な支援体制の構築	・ 健康運動指導士や理学療法士などの専門職を地域デイサービスに派遣し、介護予防に関する専門的な知識や自宅でも自主的に行える運動を普及し、高齢者のセルフケアの意識を高めます。
⑤ ふれあい・いきいきサロンの実施（社会福祉協議会）	・ 高齢者の居場所づくりや介護予防、認知症予防を目的として地域の公民館など身近な場所で、歌やゲーム、食事等を共にし、交流を深めており、その活動を支援します。



【これまでの実績と今後の見通し】

項 目	単位	実績		見込み	目標
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
中長期通所型サービス事業（ふれあいスクール）					
年度当初登録者	人	58	45	43	現状維持
開催数	回/年	177	165	83	現状維持
地域デイサービス設置 総数	か所	6	7	7	増加
元気サポーター養成者数	人	13	4	0	増加

主要施策2 社会参加と生きがいづくりの促進

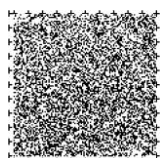
高齢者が心身ともに元気でいきいきと暮らしていけるよう、社会参加の場や就労の機会を創出し、地域で活躍できる環境づくりに取り組みます。

施策の展開

1 社会参加の促進

高齢者が地域で活動するため、シニアクラブ等の活動支援などの交流活動を広げていきます。また、高齢者が生きがいを持ち、自己実現を図ることで充実した生活が送れるよう、学習機会やスポーツ・レクリエーション活動などの提供に努めます。

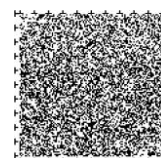
主な施策・事業	内 容
① シニアクラブ活動の推進	・ シニアクラブは会員の健康づくりと相互交流、社会奉仕活動やふるさと伝承などを通して、地域の維持や活性化に貢献しています。社会福祉協議会を通じて、シニアクラブ活動への支援を行うとともに、町の広報紙やホームページ等を活用し、活動のPRを行います。



主な施策・事業	内 容
② 世代間交流の推進	・保育所や幼稚園、小学校と連携し、高齢者が子どもたちに昔の遊びや地域の歴史等を教える機会をつくり、世代間交流を図ります。 ・高齢者が子どもの預かりや送迎などを支援し、時には人生の先輩として子育ての相談相手となることで、高齢者の生きがいの創出と同時に地域で子育てを支える仕組みづくりを検討していきます。
③ 生涯学習・スポーツ活動の推進	・文化活動や各種スポーツ大会等、幅広い年齢層が参加できる大会・イベントを実施し、高齢者を含む全ての住民の健康づくりと交流の拡大につなげていきます。

【これまでの実績と今後の見通し】

項 目	単位	実績		見込み	目標
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
シニアクラブ会員数	人/年	646	632	611	現状維持
シニアクラブスポーツ大会行事数	回/年	5	5	3	現状維持



施策の展開

2 雇用の場・就労支援体制の充実

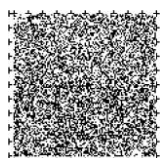
高齢者がこれまで培ってきた経験や技術・能力を発揮しながら、社会との関わりを維持していくことができるよう、ハローワークと連携した就労支援や久山町シルバー人材センター等の活用機会の拡大を図ります。

主な施策・事業	内 容
① 就労相談・情報提供の充実	・働きたい高齢者の就労を支援するため、ハローワークと連携し、就労に関する相談や情報提供、就労に必要な技能講習等の支援など、就労機会の拡充に努めます。 ・高齢者の社会参加を促進するため、就労的活動支援コーディネーター※の配置を検討します。
② シルバー人材活用事業	・シルバー人材センターは高齢者が持つ趣味や特技を活かしつつ、自らの健康増進と生きがい創出を目的として活動しています。シルバー人材センターの活動のPRや登録を推進し、活動を支援します。 ・簡易な生活支援サービスなど福祉事業の実施を検討します。

※就労的活動支援コーディネーターとは、就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取り組みを実施したい事業者等とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートし、高齢者の社会参加等を促進する者。

【これまでの実績と今後の見通し】

項 目	単位	実績		見込み	目標
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
シルバー人材センター会員数	人/年	74	58	70	増加



主要施策3 高齢者が互いに支え合う地域づくりの推進

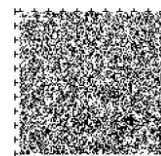
身近な地域において、性別や年齢、障がいの有無を超えてつながり、「支える側」「支えられる側」という画一的な関係を超えて支え合う地域共生社会の考え方が求められています。本町においても、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支え、さらには地域や社会を支える担い手の一員として活躍できる地域づくりを推進します。

施策の展開

1 見守り支援活動の推進

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、閉じこもりがちな高齢者等に対し、民生委員児童委員の見守りをはじめ、高齢者を含む地域住民によるさりげない見守りを推奨し、地域を支え、地域に支えられる環境づくりに努めます。

主な施策・事業	内 容
① ひとり暮らし高齢者等の見守り	・ 民生委員児童委員の見守りをはじめ、独居高齢者等の異変発見や支援依頼を受けた対象高齢者の安否確認を行います。
② 地域における見守り体制の構築	・ 見守り協力者の活動や必要性を周知し、新たな協力者となる人材を確保します。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の状況をさりげなく見守り、声をかけ合うことの重要性について普及啓発に努めます。 ・ 社会福祉協議会との連携により、地区別見守り会議を開催し、見守りが必要な高齢者世帯等の情報共有や見守り支援体制のあり方について協議していきます。
③ 老人世帯巡回員派遣事業	・ 主にひとり暮らし高齢者を対象に、福祉課の巡回員が定期的に安否確認や体調確認を行い、日常のささいな困りごとへの対応を図っています。ひとり暮らし高齢者の増加が予想されるため、今後は地域との連絡体制の確立を検討し、見守り体制の充実に努めます。
④ 緊急通報システム設置事業	・ ひとり暮らし高齢者または、高齢者のみ世帯の登録者の自宅に緊急通報システムを設置し、委託事業所の職員や協力員が緊急事態等への対応を行います。
⑤ 徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業の推進	・ 徘徊が予想される高齢者情報を警察署と共有し、協力サポーター及び協力事業者にメールで一斉配信し、捜索に協力してもらうことにより、認知症高齢者を早期発見・早期保護につなげます。 ・ 福岡都市圏の4市7町の広域事業として実施しており、事業の周知を行い、見守り体制の充実に取り組みます。



【これまでの実績と今後の見通し】

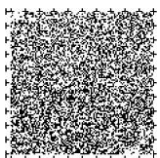
項 目	単位	実績		見込み	目標
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
ひとり暮らし高齢者等の見守り					
見守り対象者数	人/年	20	19	19	増加
見守り協力者数	人/年	57	41	42	増加
老人世帯巡回員派遣事業利用者数	人/年	10	9	10	増加
緊急通報システム設置数	人/年	55	47	47	増加
徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業登録申請者	人/年	10	14	15	増加

施策の展開

2 高齢者による互助活動の推進

高齢者自身が地域の課題を意識し、解決主体として活躍できるよう、ボランティア活動や地域のリーダーとなる人材育成に向けた研修への参加を促します。

主な施策・事業	内 容
① 元気サポーターの養成と活動推進 ※再掲	・サポーター自身の健康増進と介護予防を図るとともに、地域において運動習慣の普及など介護予防活動を推進することを目的として、元気サポーター養成講座を開催し、地域デイサービスの運営やいきいき百歳体操の指導などの活動ができるよう支援します。また、活動の充実や継続につなげるため、フォローアップ講座を行います。
② ボランティアの育成 (社会福祉協議会)	・福岡県 NPO・ボランティアセンター等と連携し、人材育成に努めます。 ・ボランティア活動に参加意欲のある高齢者が気軽に活動に参加できるように、ボランティアに関する情報を提供し、活動への参加を推進します。
③ ひさやま福祉大学の推進 (社会福祉協議会)	・高齢者を含む全ての住民が地域の福祉課題を我が事として意識し、共に学びを深め、課題解決に取り組む人材づくりに努めます。



基本目標 2 高齢者を包括的に支え 安心して暮らせるまち

主要施策 1 いつでも相談でき、必要な情報が手に入る仕組みづくり

高齢者が抱える様々な生活課題や医療・福祉の相談に対応するため、地域包括支援センターを中核として、適切なサービスや関係機関等につなげる包括的な相談支援体制の充実を図ります。

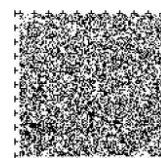
また、保健や福祉に関する制度やサービスについてわかりやすく、より丁寧な情報提供の工夫に努めます。

施策の展開

1 総合的・包括的な相談支援体制の充実

高齢者の総合相談支援、介護予防ケアマネジメントなど高齢者の在宅での生活を支援する地域包括支援センターを周知するとともに、地域包括ケアシステムの中核機関としての機能強化を図ります。

主な施策・事業	内 容
① 地域包括支援センターの周知	・福祉課内に地域包括支援センターを設置し、様々な相談等の対応や適切なサービスや支援につなげています。地域包括支援センターを高齢者の総合相談窓口として周知し、相談しやすい体制づくりに取り組みます。
② 総合相談支援業務の充実	・高齢者の日常における様々な問題や悩み、介護に関する様々な相談に応じ、必要な場合は適切なサービスや関係機関等につなげます。
③ 権利擁護業務の充実	・認知症高齢者など判断能力が不十分な人の権利を守り、地域において安心して生活できるように支援します。また、高齢者の虐待防止や悪質な訪問販売等による被害の防止、日常生活自立支援事業（社会福祉協議会実施）、成年後見制度の紹介等の支援を行います。
④ 介護予防ケアマネジメント業務の充実	・要支援1・2認定者（予防給付）へのケアプラン（介護予防計画）の作成や介護予防の必要がある高齢者に対し、心身の状態に合わせた支援を行います。
⑤ 包括的・継続的ケアマネジメント事業の充実	・地域のケアマネジャーへの支援のほか、高齢者がより暮らしやすい地域にするため、様々な関係機関とのネットワークづくりに取り組み、継続的に支援を行います。



主な施策・事業	内 容
⑥ 地域ケア会議の充実	・高齢者の個別ケースや地域課題を解決するとともに、地域ケアに関する情報を共有するため、多職種からなる地域ケア会議を開催します。 ・個別ケースで積み重ねられた検討課題から地域の課題を把握し、地域づくりや資源開発、政策形成につなぎ、より充実した地域ケア会議となるように取り組みます。

【これまでの実績と今後の見通し】

項 目	単位	実績		見込み	目標
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
介護相談 （個別相談・支援）	件/年	1,004	1,140	900	増加
地域ケア会議開催数	回/年	5	3	2	増加

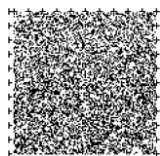
施策の展開

2 保健・福祉に関する情報提供の充実

介護保険制度や町の福祉サービスについて、町の広報紙やホームページ、パンフレットなど多様な媒体を活用し、わかりやすく丁寧な情報提供に取り組みます。

また、日頃から家庭訪問を行う民生委員児童委員による情報提供も有効と考えられるため、民生委員児童委員に対する学習の機会を設けます。

主な施策・事業	内 容
① 情報提供の充実	・町の広報紙やホームページ、SNS、各種パンフレットを活用し、介護保険制度や高齢者福祉サービス、高齢者保健事業等の情報をわかりやすく伝えます。 ・高齢者福祉サービスの内容をまとめたパンフレットの作成・配布に努めます。
② 民生委員児童委員を通じた情報提供の推進	・民生委員児童委員が高齢者宅への訪問時に、必要な情報を適切に提供できるよう、保健・福祉に関する法制度やサービスに関する学習の機会を設けます。



主要施策2 認知症になっても、病気になっても安心して生活できる環境づくり

町全体で認知症の方を含む高齢者を支え、高齢者にやさしいまちづくりを基盤としながら、これまで久山町研究で導かれた科学的根拠に基づいた認知症の予防対策を推進し、地域における認知症の方との共生に取り組みます。

また、医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加も予想されることから、在宅医療と介護に関わる多職種連携による切れ目のないサービス提供体制の構築を推進します。さらに、在宅医療や在宅での看取りについて、理解を得られるよう住民への普及啓発に取り組みます。

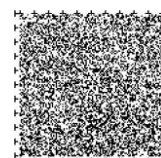
施策の展開

1 認知症予防、早期診断・早期対応の推進

久山町研究の成果により、生活習慣病の予防・管理が認知症の予防につながると示されています。このため、生活習慣病などの危険因子を包括的に予防・管理し、認知症発症の予防、あるいは重症化の遅延に向けた取り組みを推進します。

また、認知症の疑いがある人が適切な医療・介護が受けられるよう支援していきます。

主な施策・事業	内 容
① 認知症予防カフェ（わくわく茶わ（和・話・輪）会）	・認知症の人とその家族を支える地域づくりの推進を目的として認知症予防カフェを実施します。NPO法人「やまぼうし」に委託して行い、定期的な集まりの中で、お茶を飲んだり、折り紙、音楽、絵描き、体操など五感と生活の活性化を図ります。
② 認知症予防講演会の実施	・認知症や認知症の予防に関する知識や理解を深めるため、講演会を実施します。また、高齢者だけでなく、幅広い世代の参加を促し、講演会の内容等を検討しながら実施します。
③ 生活習慣病の予防・管理に向けた包括的な取り組み	・町の健康課、福祉課、社会福祉協議会、大学や粕屋医師会が協働し、住民の糖尿病や高血圧の予防、正しい食生活や運動習慣などの管理・指導を行い、認知症予防対策を推進します。
④ 高齢者健康調査の活用による認知症の早期発見	・九州大学久山町研究室の医師とともに高齢者健康調査を行い、高齢者の健康状態及び認知症の状況を確認し、必要に応じてかかりつけ医への報告及び医療機関の紹介を行います。



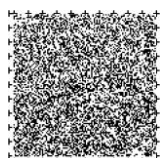
主な施策・事業	内 容
⑤ 認知症初期集中支援チームの活用	・保健師、介護支援専門員、医師等が連携し、認知症の人（疑いのある人）や家族へ早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援を行います。 ・認知症初期集中支援チームを住民に周知し、活動を推進します。
⑥ 認知症地域支援推進員※の活動推進	・認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人とその家族への相談支援や地域における支援体制の構築に取り組みます。 ・認知症地域支援推進員を住民に周知し、活動を推進します。
⑦ 認知症ケアパス※の普及啓発	・状態に応じた適切な医療や介護サービス提供の流れを掲載した認知症ケアパスを作成し、周知します。

※認知症地域支援推進員とは、認知症の人ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う者。

※認知症ケアパスとは、認知症の人の生活機能障がいの進行に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるかをあらかじめ標準的に決めて、サービスや支援の情報を冊子としてまとめたもの。

【これまでの実績と今後の見通し】

項 目	単位	実績		見込み	目標
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
久山町認知症予防カフェ（わくわく茶わ（和・話・輪）会）					
参加人数	人/年	713	841	0	増加
開催数	回/年	34	31	0	現状維持
認知症予防講演会					
開催数	回/年	1	1	0	現状維持
参加人数	人/年	66	76	0	増加
認知症初期集中支援チーム					
会議回数	回/年	4	6	4	現状維持
対象者数	人/年	5	3	3	現状維持
認知症地域支援推進員配置数	人/年	1	1	1	増加

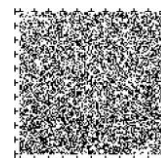


施策の展開

2 認知症への理解促進、家族介護者支援

認知症に対する偏見をなくし、認知症になっても安心して日常生活を送れる地域づくりを目指し、認知症の普及啓発及び本人発信の支援など、共生と予防を推進していきます。併せて、家族介護者への支援や若年性認知症の理解促進に取り組みます。

主な施策・事業	内 容
① 認知症サポーターの養成及び活動支援	・ 認知症サポーター養成講座を実施し、認知症に対する正しい理解の普及に努めるとともに、認知症の人とその家族を支援し、地域で支える仕組みづくりを進めます。 ・ 認知症サポーターが地域で活動できる場や機会づくりを検討します。
② 徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業の推進 ※再掲	・ 徘徊が予想される高齢者情報を警察署と共有し、協力サポーター及び協力事業者にメールで一斉配信し、捜索に協力してもらうことにより、認知症高齢者を早期発見・早期保護につなげます。 ・ 福岡都市圏の4市7町の広域事業として実施しており、事業の周知を行い、見守り体制の充実に取り組みます。
③ 若年性認知症施策の推進	・ 若年性認知症になっても、雇用の継続や障がい福祉サービスである就労継続支援事業の利用、障害者手帳の取得や障害年金の受給など様々な支援が総合的に受けられるよう関係機関と連携を図ります。また、制度や認知症家族会の周知に取り組みます。
④ 認知症家族会（スマイルカフェ）の実施 （社会福祉協議会）	・ 認知症の人を介護する家族を家族会として組織化し、講話などで介護に関する情報提供を行うとともに、介護者が持つ様々な悩みや葛藤、意見の共有を図り、介護方法や介護保険等のサービスに関する情報交換の場を提供します。 ・ 認知症家族会を周知し、家族介護者の参加を促します。
⑤ 小学生からの福祉教育 （社会福祉協議会）	・ 小学生から成人までの幅広い住民が、認知症などの福祉課題について学び、関心を高めるため、ふれあいスクールとの交流会や認知症疑似体験、認知症サポーター養成講座を開催・支援し、福祉教育を推進していきます。

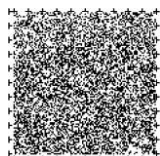


【これまでの実績と今後の見通し】

項 目	単位	実績		見込み	目標
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
認知症サポーター養成講座					
開催回数	回/年	1	0	2	増加
サポーター数	人/年	93	0	180	増加
認知症家族会（スマイルカフェ）					
開催数	回/年	－	1	1	増加
参加人数	人/年	－	0	5	増加

※認知症サポーター養成講座の令和元年度実績について

令和元年度に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じたため、事業を実施できませんでした。



施策の展開

3 在宅医療・介護連携の推進

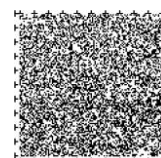
医療と介護の両方を必要とする状態になっても可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を維持し、自宅で最期を迎えることができるよう、糟屋地区1市7町や粕屋医師会等との協働の下、在宅医療・介護連携の推進に取り組みます。

また、住民が在宅医療や介護、看取りについて正しく理解することも重要であるため、住民向けの講演会の実施やリーフレット等の配布などにより、普及啓発に努めています。

主な施策・事業	内 容
① 在宅医療・介護連携推進事業の充実	・粕屋医師会等と連携しながら、医療・介護の多職種連携による研修会の実施や在宅医療推進に関する社会資源情報の公開など、医療と介護のネットワーク向上に取り組みます。
② 在宅医療・介護に関する相談支援体制の強化	・日頃から高齢者に関わるケアマネジャーや保健師等が高齢者の健康状態を把握し、適切な受診につなげます。 ・地域包括支援センターが在宅医療・介護に関する相談窓口となり、関係機関につなぎ、医療・介護が切れ目なく提供できる体制の構築に取り組みます。
③ 住民への普及啓発の推進	・在宅医療が必要になった時に適切なサービスを選択できるよう、住民向けの講演会やリーフレット等の配布、かすや医療・介護情報ネット（さがすくん）やとびうめネットの周知に努めます。また、終末期におけるケアのあり方や在宅での看取りについて理解を得られるよう普及啓発に努めます。

【これまでの実績と今後の見通し】

項 目	単位	実績		見込み	目標
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
在宅医療・介護連携、看取りなどに関する講演会					
開催回数	回/年	0	1	1	増加
参加者数	人/年	0	47	21	増加



主要施策3 在宅生活を支える多様なサービスの充実

ひとり暮らし高齢者や介護が必要な高齢者などが、安心して自宅で生活を送れるように、町が提供する様々な高齢者福祉サービスの充実と各事業の周知及び利用促進を図ります。

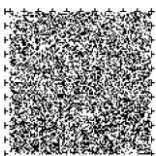
また、公的なサービスでは対応できない掃除や洗濯、ゴミ出し、買い物などの日常生活の困りごとに対して、住民相互による助け合いの普及や生活支援体制整備事業によるインフォーマルサービスの創出に取り組みます。

施策の展開

1 在宅生活を支えるサービスの充実

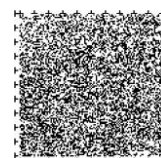
高齢者ができる限り自宅において、自立した生活が送れるよう、高齢者のニーズを把握しながら、在宅サービスの充実を図ります。同時に、各種サービスや支援について周知し、利用促進を図ります。

主な施策・事業	内 容
① 配食サービス	・ 要介護認定を受けているひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行います。
② 紙おむつ等支給事業	・ 要介護3以上と認定された在宅の要介護者に対し、紙おむつ代等を月額6,000円の限度内で支給し、家族の心理的負担や経済的負担の軽減を図ります。
③ 老人はり・きゅう施術助成	・ 町内居住者で70歳以上の人に対し、はり・きゅう施術費の一部を支給することにより、自身の健康管理を支援します。今後、事業を周知した上で、ニーズに応じた事業の実施を検討します。
④ 生活管理指導短期宿泊サービス	・ 社会適応が困難な高齢者に対し、特別養護老人ホームへの短期宿泊措置を講じ、介護予防や日常生活に対する指導を行います。また、虐待などによる一時保護や体調調整を図ります。
⑤ 成年後見制度利用支援事業	・ 成年後見制度を利用するにあたって、費用負担が困難な人に経費を助成します。今後、社会福祉協議会と連携し、制度の周知を行い、利用促進を図ります。
⑥ 老人保護措置	・ 虐待等、環境上または経済的な問題で措置が必要な場合、養護老人ホーム等に入所保護します。
⑦ 緊急通報システムの設置 ※再掲	・ ひとり暮らし高齢者または、高齢者のみ世帯の登録者の自宅に緊急通報システムを設置し、委託事業所の職員や協力員が緊急事態等への対応を行います。



【これまでの実績と今後の見通し】

項 目	単位	実績		見込み	目標
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
配食サービス					
利用人数	人/年	9	10	13	増加
配食数	食/年	2,900	2,732	3,400	増加
紙おむつ等支給事業	件/年	12	12	18	現状維持
老人はり・きゅう 施術助成	人/年	0	1	1	現状維持
生活管理指導短期 宿泊サービス	人/年	1	0	1	現状維持
成年後見制度利用 支援事業	人/年	0	0	1	増加
老人保護措置	人/年	0	0	0	現状維持



施策の展開

2 生活支援体制の整備促進

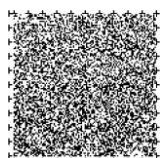
公的サービスでは対応が難しい多様な生活課題や困りごとに対応するため、地域住民やボランティア団体、民間事業者などの多様な担い手の養成・発掘、地域資源の開発やネットワークの構築を図ります。

また、社会福祉協議会と連携し、生活支援コーディネーターの活用や協議体（情報交換、話し合いの場）の設置拡大に努め、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

主な施策・事業	内 容
① 生活支援コーディネーターの活用	・地域で生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート（主に資源開発やネットワークの構築）を行う生活支援コーディネーターを引き続き配置し、生活支援を担う地域住民やボランティア団体など、多様な主体との協働を図ります。
② 協議体の設置拡大	・高齢者を含む参加者や事業所の関係者が集まり、協議体（手と手をとってあつまりの輪）を開催し、地域の課題について話し合い、自助・互助・共助の仕組みの中で解決する方法を協議していきます。 ・小学校区など、より小さな単位で組織する協議体の設置拡大に努めます。

【これまでの実績と今後の見通し】

項 目	単位	実績		見込み	目標
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
生活支援コーディネーター配置数	人/年	1	1	1	現状維持
協議体					
協議体設置数	か所	1	1	1	増加
会議開催数	回/年	8	4	3	増加



基本目標 3 高齢者にやさしい 住みよいまち

主要施策 1 高齢者にやさしい住まいの確保

高齢者一人ひとりの生活や心身機能に対応した居住環境の整備や自宅以外の場所で安心して暮らせる住まいの確保に取り組みます。

施策の展開

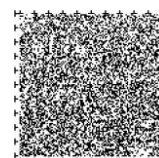
1 高齢者に適した居住環境の整備

高齢者ができる限り住み慣れた自宅で生活を送ることができるよう、生活や心身機能、要介護状態などに適した環境整備が必要です。このため、バリアフリー化の普及啓発、介護保険サービスや関係機関と連携した住宅改修など、自宅のバリアフリー化の促進を図ります。

主な施策・事業	内 容
① 住宅改修に関する相談支援	・地域包括支援センターが窓口となり、自宅の手すりの設置や床の段差解消などの住宅改修に関する相談に対応します。
② 住みよか事業の利用促進	・福岡県の住みよか事業を周知し、利用に関する相談や手続きを支援し、バリアフリー化を推進します。
③ 公営住宅の提供	・「久山町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、公営住宅等の保守点検やバリアフリー化等を行います。
④ 福祉用具利用の促進	・介護保険制度に基づく、福祉用具貸与や福祉用具購入費支給などの情報を提供し、利用促進を図ります。

【これまでの実績と今後の見通し】

項 目	単位	実績		見込み	目標
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
住みよか事業利用者数	人/年	0	0	1	増加
公営住宅等棟数	棟/年	15	15	15	現状維持



施策の展開

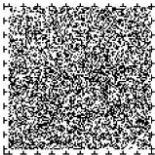
2 安心できる居住の場の確保

特別養護老人ホームや地域密着型サービスのほか、サービス付き高齢者向け住宅の計画的な整備を進め、安否確認や生活相談、介護などのサービスが受けられる住まいの確保に取り組みます。

主な施策・事業	内 容
① 施設サービス・居住系サービスの計画的な整備	・ 高齢者人口や要介護者の現況、高齢者のニーズを踏まえた上で、過剰な整備とならないよう、周辺市町の動向調査・分析や福岡県介護保険広域連合と協議を行い、計画的な整備を進めます。
② 多様な住まいの整備推進	・ 高齢者やその家族のニーズに合った住まいが提供されるよう、介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）やサービス付き高齢者向け住宅等の多様な住まいの整備を推進します。

【これまでの実績と今後の見通し】

項 目	単位	実績		見込み	目標
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
施設サービス・居住系サービスの計画的な整備					
介護保険福祉施設設置数（累計）	か所	2	2	2	現状維持
地域密着型（GH）設置数（累計）	か所	2	2	2	現状維持



主要施策2 高齢者の安全対策の推進

高齢や認知症になっても、本人の意思に基づく自己決定や人権が尊重されたまちづくりが大切です。高齢者虐待の防止や判断能力が低下した人への意思決定支援など、高齢者の尊厳への配慮と権利擁護の推進に取り組みます。

また、高齢者が住み慣れた地域で安全・安心して暮らしていくためには、大規模な風水害や震災等の災害、事故、犯罪から身を守る取り組みが重要です。災害発生時の避難支援体制の強化や防災意識の向上、交通安全・防犯対策の強化に取り組みます。

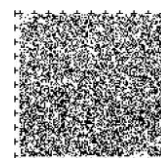
施策の展開

1 権利擁護の推進

高齢者虐待の早期発見・早期対応に取り組む体制を強化するとともに、地域住民、民生委員児童委員、医療・福祉従事者等による見守りの推進や相談窓口・通報義務の周知徹底に取り組みます。

認知症などにより判断能力が低下した人の権利擁護に向け、関係機関との連携やネットワークの構築を図るとともに、日常生活自立支援事業や成年後見制度などの周知啓発を行います。

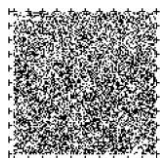
主な施策・事業	内 容
① 虐待の防止、早期発見・早期対応	・地域住民や民生委員児童委員、介護事業所等の相談から把握された情報を地域包括支援センターや社会福祉協議会、警察等の関係機関が共有し、虐待の未然防止・再発防止、早期発見や早期対応を図ります。 ・住民等に対し、高齢者の虐待防止や発見時の相談窓口、通報義務の周知に取り組みます。
② 養護者への支援	・家族等による虐待の未然防止・再発防止に向け、ケアマネジャーや地域包括支援センター職員による適切な介護サービスの利用や助言、情報提供など家族介護者等へのサポートの充実を図ります。 ・介護施設等の代表（施設長）や職員等に対し、高齢者虐待防止に関する法制度の周知を行います。



主な施策・事業	内 容
③ 権利擁護に関する制度の周知と利用支援	・町の広報紙やホームページ、リーフレット等を活用し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及啓発に取り組みます。 ・地域包括支援センターにおいて、高齢者の権利擁護に関する相談支援を行います。 ・成年後見制度の利用に必要な費用の支払いが困難な人に対し、経費を助成し、利用を支援します。
④ 「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく施策の推進	・「久山町成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、中核機関の整備・運営など、ネットワークの整備に取り組みます。

【これまでの実績と今後の見通し】

項 目	単位	実績		見込み	目標
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
成年後見制度利用件数	件/年	—	46	44	増加
地域包括支援センターでの権利擁護に関する相談・支援件数	件/年	106	56	30	現状維持



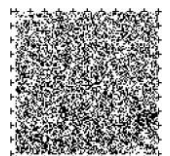
施策の展開

2 防災・防犯対策の強化

災害発生時に支援が必要な高齢者が、適切かつ迅速に避難できるよう、地域住民や行政区、民生委員児童委員、自主防災組織などと連携し、避難支援体制の強化と連絡体制の確立を目指します。また、認知症など特に配慮が必要な高齢者の避難誘導や避難所での生活の不安軽減に向け、医療・介護等専門職による支援体制の構築に努めます。

また、高齢者を対象とした交通安全教育の実施や高齢運転者による安全運転の確認、高齢者を狙った犯罪に対する注意喚起など、防犯意識の向上に向けた普及啓発を推進します。

主な施策・事業	内 容
① 防災に関する情報の普及啓発	・地域の避難場所や避難経路、非常持ち出し品について普及啓発に取り組み、防災意識の向上に努めます。 ・「防災メールまもるくん」の利用について、周知啓発を図ります。
② 避難行動要支援者名簿の活用	・避難行動要支援者名簿への登録や個別の避難支援計画を作成し、高齢者本人の同意を得た上で、行政区や民生委員児童委員、自主防災組織と情報を共有し、災害等の緊急時の連絡体制・避難支援体制の構築を進めます。
③ 避難生活に必要な専門的支援の検討	・長期にわたる避難所での生活は、高齢者の健康状態や認知症状の悪化などにつながる恐れがあります。粕屋医師会や町内の介護保険施設等と連携しながら、避難所への専門職の派遣や福祉避難所の拡充、必要な物資の備えなどについて協議していきます。
④ 交通安全対策の推進	・地域住民やシニアクラブ、警察等の関係機関との連携により、高齢者を対象とした交通安全教室の開催や各種行事やイベントを通じて、交通安全意識の普及啓発に努めます。 ・高齢運転者による交通事故防止に向け、運転免許証の自主返納を呼びかけ、自主返納した場合の支援について周知します。
⑤ 防犯対策の推進	・高齢者が犯罪に巻き込まれることがないよう、広報紙や行政区の回覧板、高齢者の集まりの場など様々な機会を通じて防犯対策の普及啓発に努めます。 ・久山町消費生活相談室の周知啓発を図り、悪質商法等の消費者トラブルに関する相談に対応します。



【これまでの実績と今後の見通し】

項 目	単位	実績		見込み	目標
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 5 年度
避難行動要支援者名簿及び個別避難支援計画					
避難行動要支援者名簿登録者数 (累計)	人/年	—	287	310	増加
個別避難支援計画作成件数 (累計)	件/年	—	0	0	増加

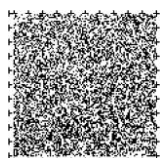
施策の展開

3 感染症対策の推進

新たな感染症拡大により人々の生活が大きく変化する中、対面での活動や交流が制限され、高齢者の身体機能や認知機能の低下、社会的孤立が危惧されています。

今後、感染症予防とフレイル予防の両面から高齢者の生活と健康を支えるとともに、高齢者の健康づくりや介護予防、生きがいづくりとして大切な交流の場や機会を維持できるよう支援していきます。

主な施策・事業	内 容
① 感染症予防とフレイル対策の推進	・町の広報紙やホームページ、防災行政無線、SNS等を活用し、感染症に関する適切な情報提供や相談窓口を周知するとともに、自宅でできる運動や脳トレなどを紹介し、感染症予防と介護予防・重症化防止に向けた取り組みを進めます。
② 交流の場・機会の確保	・高齢者が地域で集まる際に注意すべきことや実施に向けた助言・情報提供に努め、交流の場や機会の継続を支援します。
③ 感染症発生時の対応と備え	・感染症が発生した場合でも、高齢者に対する医療・介護のサービスが切れ目なく提供されるよう、関係機関と連携を図り、必要な代替サービスの確保や外出自粛中の見守り支援に取り組みます。 ・施設等におけるマスクや消毒液等の備えを確認し、不足物資について県や国への対応を図るとともに、家庭での備蓄についても呼びかけます。



主要施策3 安心した生活環境の整備

長年住み慣れた地域が、高齢者にとって安心して生活できる環境となるよう、公共交通網の改善や新たな交通手段の確保の検討、町内の道路や歩道、公共施設、民間施設等のバリアフリー化など、生活環境の整備・充実を図ります。

施策の展開

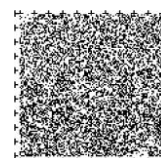
1 生活環境の充実

関係課や関係機関、民間バス事業者に対し、高齢者にとって利用しやすい公共交通サービスの改善や見直しを働きかけます。また、自力での移動や外出が困難な高齢者に対し、住民同士の相互による助け合いも含め、ボランティア団体や民間事業者の参入など、多様な主体による生活支援体制の構築や地域生活環境の改善など、総合的なまちづくりを進めます。

主な施策・事業	内 容
① バス交通の環境整備	・高齢者や住民のニーズを把握し、バス等、公共交通の利便性の向上や道路環境の整備など、関係課や関係機関等と協議を行います。
② 外出支援の充実	・運転免許証を自主返納した70歳以上の高齢者に対し、コミュニティバス乗車回数券（5,000円相当分）を支給し、日々の外出を支援します。
③ 多様な主体による生活環境の改善・充実	・高齢者の自立を支援するため、生活支援体制整備事業と連携を図りながら、多様な主体による買い物支援や移動支援の確保に努めます。 ・「久山町都市計画マスタープラン」に基づき、地域生活環境の改善に向けたハードとソフト両面のまちづくりを進めます。

【これまでの実績と今後の見通し】

項 目	単位	実績		見込み	目標
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度
運転免許証自主返納によるコミュニティバス乗車回数券配布件数	件/年	—	16	40	増加



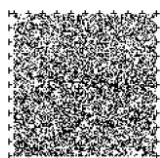
施策の展開

2 バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

町の道路などの交通環境や公共施設・民間施設について、高齢者にとって安全で利用しやすいものとなるよう、バリアフリー化・ユニバーサルデザインを推進します。

主な施策・事業	内 容
① 道路、公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進	・高齢者が安全に利用できる歩行空間を確保するため、歩道整備等を推進します。 ・町の公共施設について、高齢者にとって危険箇所を点検し、バリアフリー対応への改善や整備を関係課に求めます。
② バリアフリー化・ユニバーサルデザインの普及啓発	・商店、商業施設などの民間施設について、バリアフリー化・ユニバーサルデザインの考え方を普及し、高齢者に配慮した設計や構造となるよう働きかけます。
③ 情報のバリアフリー化	・町の保健・福祉に関する情報や生活情報を提供する際、目や耳の不自由な高齢者や障がい者に配慮し、音声データによる情報提供やウェブアクセシビリティ※に配慮した町のホームページ作成など、情報のバリアフリー化を推進します。

※ウェブアクセシビリティとは、高齢者や障がいのある人など心身の機能に障がいのある人でも、年齢・身体的条件に関わらず、ウェブ（インターネット等）で提供されている情報にたどり着き、利用できること。



成年後見制度利用促進基本計画

第1章 成年後見制度利用促進基本計画の基本的な考え方

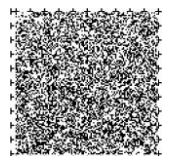
第1節 成年後見制度利用促進基本計画策定の背景と目的

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利を擁護し、その人の希望する生活や財産管理を支援するための制度です。この制度は、介護保険制度の導入とともに平成11年の民法の一部改正により、平成12年から施行されました。

しかし、認知症や障がい者の増加に伴い、日常生活や財産管理等に支援が必要な人を社会全体で支えることが課題となる中、成年後見制度の利用及び認知は十分に浸透していないことが現状となっています。

こうした状況を踏まえ、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年に施行され、平成29年には、国の「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。これを受け、市町村においても、地域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとなりました。

本町においても、今後、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、「親亡き後」の障がい者等の増加が見込まれ、成年後見制度による支援が必要になっていくと考えられます。このことから、高齢や障がいがあっても、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活が続けていくことができるよう、成年後見制度に関する施策を推進し、総合的に支援していくことを目的として「久山町成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。



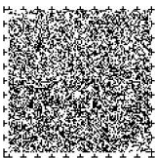
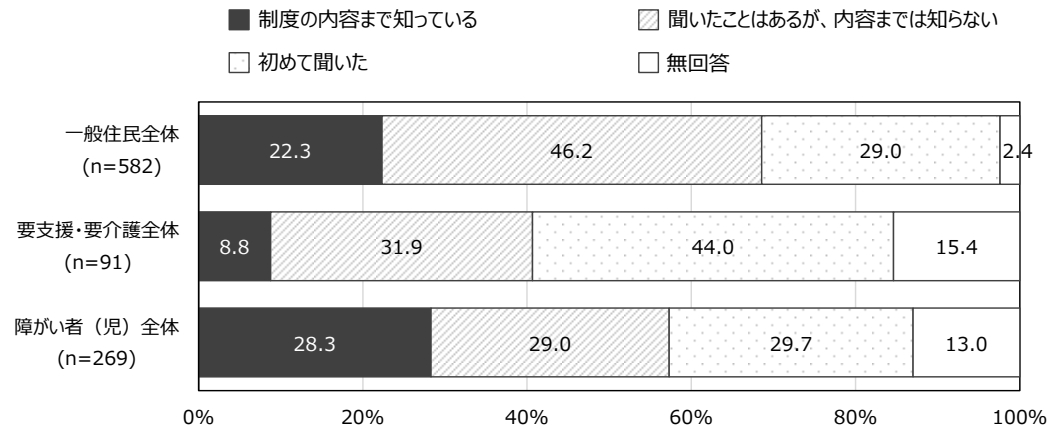
第2節 成年後見制度利用促進に向けた課題

成年後見制度が施行された平成12年から約20年経過しますが、本町のアンケート調査による実態からも分かるように、成年後見制度について「制度の内容まで知っている」と回答した割合は、一般住民が22.3%、要支援・要介護認定者が8.8%、障がい者が28.3%と認知状況は低い状況です。また、本来制度の利用による支援が必要な人が利用につながっていないことも十分予測されるため、制度のさらなる周知が必要です。

障がい者へのアンケート調査において、生活上の心配事や困りごとを尋ねたところ、「親の老後や親がいなくなった後のこと」と回答した知的障がい者は51.2%、精神障がい者は42.3%と高くなっています。障がい者の主な介助者である親の高齢化等に備えて、本人の財産管理等も視野に入れた生活支援体制を整備していく必要があります。

こういった現状から、本町の成年後見制度利用に関する課題として、成年後見制度の普及と利用促進、権利擁護支援に向けた地域連携ネットワークの構築、利用促進を支援する人材の育成があげられます。このような課題の解決に努め、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会を目指します。

【成年後見制度の認知状況】（令和2年度実施アンケート調査）



第2章 施策の展開

基本目標 1 権利擁護支援に向けた地域連携ネットワークの構築

● 地域連携ネットワークとは、

- ① 権利擁護支援の必要な人の把握、支援
- ② 早期の段階からの相談、対応体制の整備
- ③ 意思決定支援、身上保護※を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

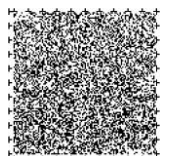
という3つの役割を念頭に、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素として、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に加え、住民や地域とともに、家庭裁判所、専門職団体（介護支援専門員、相談支援専門員等）、関係機関（医療機関、金融機関等）、行政が相互に連携・協力し、成年後見制度の利用を促進します。

＊「**チーム**」とは、本人に身近な親族や福祉・医療・地域等の関係者、後見人等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みのことです。

＊「**協議会**」とは、成年後見制度の利用開始前後を問わず「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、関係機関や専門職団体が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体のことです。

＊「**中核機関**」とは、専門職による専門的助言等の支援の確保や協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関のことです。地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」、地域における協議会を運営する「事務局機能」、地域において3つの検討・専門的判断（権利擁護の支援の方針、本人にふさわしい成年後見制度の利用、モニタリング・バックアップ）を担保する「進行管理機能」の3つの機能を果たします。

※「身上保護」とは、生活、療養看護に関する事務のこと。具体的には、本人宅への定期訪問、医療や介護サービス等の契約・変更等、高齢者向け施設等への入退去に係る手続きなどを行うこと。（「身上監護」ともいう。）



主要施策1 地域連携ネットワークの構築

成年後見制度を必要とする人が安心して制度を利用できるよう、地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を把握し、必要な支援につなげる地域連携ネットワークの構築を目指します。

また、地域連携ネットワークを構築し適切に運営するとともに、成年後見制度の利用促進を推進するため、専門職による専門的助言等支援の確保や協議会の事務局等、地域における連携・対応強化の推進役として、中核機関の設置・運営を進めます。

施策の展開

- ① 地域連携ネットワークの構築
- ② 本人を後見人とともに支えるチーム体制の構築
- ③ チームを支える協議会の設置
- ④ 中核機関の設置と運営
- ⑤ 中核機関の機能体制の整備

基本目標2 成年後見制度の利用促進

主要施策1 成年後見制度を利用しやすい環境整備の推進

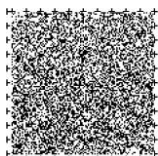
認知症や障がいによって判断能力が不十分な人の権利と生活を守るため、成年後見制度の仕組みや重要性を周知し、地域において権利擁護に関する支援が必要な人の把握、必要な相談・支援につなげます。

また、財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人等の選任や不正防止に努めます。

さらに、社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業と連携し、成年後見制度の利用が必要と認められる場合、円滑に移行できるよう支援します。

施策の展開

- ① 広報啓発の充実
- ② 相談機能の充実
- ③ 成年後見制度利用促進機能の充実
- ④ 後見人支援機能の充実
- ⑤ 不正発生の防止



主要施策2 成年後見人等の育成・支援

ひとり暮らし高齢者や親族と疎遠になっている人の増加、「親亡き後」の障がい者などが顕在化していくと見込まれる中、成年後見制度の円滑な利用のため、社会福祉協議会が実施する法人後見※事業と連携するとともに、その他の法人後見実施団体の確保に努め、長期的な支援に取り組みます。

施策の展開

① 法人後見人との連携及び実施団体の確保

※「法人後見」とは、社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人、補助人になり、親族等が個人で成年後見等に受任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことができます。

主要施策3 成年後見制度の利用促進に向けた支援

成年後見制度に係る費用負担を理由に、必要な支援が遅れてしまうことがないように、成年後見の申し立ての支援や助成等を行い、認知症高齢者や知的・精神障がい者の権利擁護を推進します。

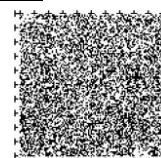
また、後見による支援だけでなく、任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度や日常生活自立支援事業について周知し、権利擁護支援の充実を図ります。

施策の展開

- ① 成年後見制度利用支援事業の推進
- ② 町長による申し立て手続きの普及啓発
- ③ 権利擁護支援に関する事業の周知啓発

※成年後見制度等の種類と概要

制度	法定後見制度			任意後見制度
種類	後見人	保佐人	補助人	任意後見人
対象者（本人）の状態	判断能力が欠けているのが通常の状態の人	日常生活で判断能力が著しく不十分な人	日常生活で判断能力が不十分な人	判断能力がある人
申し立て人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官など、市町村長			
支援内容	財産管理・身上保護			
代理権の範囲	財産に関する全ての法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	本人との契約で定めた行為
取り消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の全ての行為	法律で定められた重要な行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	なし



第3章 施策の評価指標

成年後見制度の利用促進については、各施策の実現に向けて、その目指すべき目標を明確化し、施策の進捗状況を定量的に把握・評価するため、評価指標を設定します。

【施策の評価指標】

	評価指標	現 状 (令和2年度)	目 標 (令和5年度)
基本目標1 権利擁護支援に向けた地域連携ネットワークの構築			
主要施策1 地域連携ネットワーク の構築	① 中核機関の設置	なし	設置
	② チームを支える協議会の 設置	なし	設置
	③ チームによる会議の開催	なし	1回/年
基本目標2 成年後見制度の利用促進			
主要施策1 成年後見制度を利用しや すい環境整備の推進	① 成年後見制度に関する 講座の開催回数	0回/年	1回/年
	② 本人及び親族等による成 年後見制度利用の申立 件数	44件/年	50件/年
主要施策2 成年後見人等の育成・支援	① 法人後見を受任する法人数	0法人	1法人
主要施策3 成年後見制度の利用促進 に向けた支援	① 成年後見制度利用支援 事業の利用件数	0件/年	1件/年
	② 町長による申立件数	0件/年	1件/年

